

『フィットネス体験チケット』を配付します。

30歳代の国保健診・国保特定健診を受診した人に、運動のきっかけづくりや運動を通じた健康づくりを推進するため、ご協力いただいた市内のフィットネスクラブでフィットネス体験ができる『フィットネス体験チケット』を配付します。

チケットは、国保特定健診及び30歳代の国保健診の結果通知に同封します。なお、人間ドック・脳ドックの補助申請をされた人には、申請時にお渡しします。また、職場健診の結果を提出された場合は、窓口または郵送でお渡しします。

チケットの有効期限は平成31年3月31日までです。



特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の 受診券が届いても、健診の対象外となる人がいます！

受診券は、5月末にお送りします。ただし、以下に該当する人は受診券が届いても健診の対象外となりますので、ご注意ください。

対象外となる人

- 1 妊産婦
 - 2 今年度すでに長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診や職場の定期健診を受診した人、長野市の補助を利用して人間ドックまたは脳ドックを受診した人、または年度内にそのような受診予定のある人
 - 3 年度途中の加入者で今年度中に後期高齢者医療制度以外の保険に加入することが決まっている人、または市外に転出することが決まっている人
 - 4 病院または診療所に6月以上継続して入院している人
 - 5 養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所している人
 - 6 障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設に入所している人
 - 7 介護老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人または特定施設入所者生活介護のサービスを受けている人
- ※5～7の施設に入所している人は、それぞれの施設基準等で入所者に対する健康管理が図られていることから健診の対象外となります。ご不明な点はお問い合わせ（国民健康保険課・電話：224-7241）ください。

10 健康診査

対象者	今年度40歳以上の生活保護受給者、特定中国残留邦人等支援給付受給者のうち医療保険未加入者
検診内容	長野市国保特定健診・後期高齢者健診に準じた健診。 (詳細は26ページをご覧ください。)
実施期間	6月1日(金)～9月29日(土)
会場	実施医療機関 (31～34ページをご覧ください。)
受診料	無料
申込み (受診方法)	健康診査を受診するためには「受診券」が必要です。 ○生活保護受給者は、生活支援課または福祉政策課篠ノ井分室で「受診券」と「生活保護受給証明書」の手続きをして、健診時に必ずお持ちください。 ○特定中国残留邦人等支援給付受給者は福祉事務所で「受診券」の手続きをして、健診時に「本人確認証」と一緒にお持ちください。
結果	郵送で通知します。(健診結果の説明後、約1～2ヶ月後)